「子どもの権利条約」30年によせて
～大阪府教育長からのメッセージ～

みなさんは「子どもの権利条約」を知っていますか？

1989年に世界の国々が集まって話し合い、この条約のなかみを決めてから、今年は30年の記念の年です。25年前には、日本もこの条約の仲間になりました。

この条約は、196 の国と地いきが約束を結び、仲間になっていて、子どものくらしをよくするために大切なはたらきをしてきました。もちろん大阪に住んでいるみなさんにとっても大切なものです。

この条約の特に大事なところを説明します。少しむずかしいかもしれませんが、友だちや、先生、おうちの人といっしょに、「権利」や「自由」がちゃんと守られているか、考えてみてください。

① 生きる権利。これは、病気やけがをしても、治りょうを受けて生きる権利のことです。
② 育つ権利。これは、勉強したり、休んだり遊んだりする、また、何を考えたり信じたりするか自分で決める権利のことです。
③ 守られる権利。これは、しょうがいのある子どもや少数民族の子どもをはじめ、すべての子どもが、おとなにひどいことをされない権利のことです。
④ 参加する権利。これは、自由に意見を言ったり、集まってグループを作ったりする権利のことです。

この条約にある権利は、みなさん一人ひとりが同じように持っています。わたしたち大人は、みなさんのことをとても大切に思っていますので、必ずみなさんを守り、条約で決められた権利が守られるようにします。

「みなさん一人ひとりにとって一番よいこと（これを「子どもの最善の利益」と言います）は何か」を追い求めて実行するのが、わたしたち大人みんなの大事なせきにんなのです。

勉強がわからない、友だちやきょうだいとうまくいかない、学校に行くのがしんどい。いろいろななやみがあると思います。

もし、あなたがなやんでいたら、そんな時は、一人だけでなやまないで、近くの先生や大人に相談してください。ただし、SNS などで知り合った大人にたよることは、あぶないので、ぜったいにしてはいけません。

くりかえします。わたしたちは、みなさん一人ひとりのことをとても大切に思っています。学校生活の中で、みなさん一人ひとりが大切にされ、そして、他の人を大切にしながら、安心して過ごし、自分らしく成長できるよう、見守りおうえんし続けていきます。

おわりに、わたしは、大阪府の教育長として、また、大人たちの代表として、みなさん一人ひとりのために、これからも「子どもの権利条約」を大切にしていくことをちかいます。

2019年12月10日

大阪府教育長　酒井　隆行